

○国立大学法人金沢大学研究費等不正防止計画推進委員会設置要項

(平成 24 年 3 月 1 日規程第 1724 号)

改正

(設置)

第 1 条 国立大学法人金沢大学(以下「本学」という。)に、研究費等の適正な管理及び不正防止を推進するため、国立大学法人金沢大学研究費等不正防止計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(委員会の業務)

第 2 条 委員会は、研究費等の不正防止に係る次の業務を行う。

- (1) 不正防止計画の策定に関すること
- (2) 研究費等の不正防止についての啓発に関すること
- (3) 不正防止計画の評価に関すること
- (4) 不正使用等についての調査に関すること
- (5) その他不正防止の推進に関すること

(委員会の構成)

第 3 条 委員会は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 財務担当理事
- (2) 研究担当理事
- (3) 融合研究域長
- (4) 人間社会研究域長
- (5) 理工研究域長
- (6) 医薬保健研究域長
- (7) 附属病院長
- (8) 財務部長
- (9) 研究推進部長
- (10) 社会共創推進部長
- (11) 病院部長
- (12) 融合系事務部長
- (13) 人間社会系事務部長
- (14) 理工系事務部長
- (15) 医薬保健系事務部長
- (16) その他、第 5 条に定める委員長が必要と認めた者

(委員の任期)

第 4 条 前条第 1 項第 16 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合、後任の委員の任期は前任者の残任期間とする。
(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、財務担当理事をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置き、研究担当理事をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐する。
(会議)

第7条 委員長が必要を認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(充足数)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門チーム)

第9条 委員長は、必要があると認めたときは、委員会に調査等のための専門チームを設置することができる。

2 専門チームの構成員は、委員会の委員の中から委員長が指名し、必要に応じて、調査対象となる事案に関する専門の教員等、委員以外の者も指名することができる。

(守秘義務)

第10条 委員会の委員、専門チームの構成員及び委員会等の出席者は、業務を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務)

第11条 委員会の事務は、財務部財務企画課において処理する。

(雑則)

第12条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。